

2006年 月 日

内閣総理大臣

小泉純一郎 殿

住 所

職場名

取扱団体：東京都港区西新橋1-17-14 リバティ14内
日本国家公務員労働組合連合会(国公労連)

要 請 書

【要請事項】

**「9条」をはじめ憲法の諸条項を遵守し、
憲法がいきる行政・司法を実現していただくこと**

【要請理由】

日本国憲法は、悲惨な戦争と専制政治への反省から、人々の基本的人権と、平和・民主主義実現の願いをこめて施行されました。そして今、「戦争の放棄」を定めた9条は、21世紀の世界のあり方を示すものとして、平和を愛する国内外の人びとの熱い支持を集めています。

それだけに、私たちは、憲法第9条を変え自由や人権を制限し、日本を再び「戦争する国」にしようとする動きが強まっている現状に、強い危惧を抱いています。それは、憲法のあり方が、公務労働者の働き方に直結していることと無関係ではありません。

私たちは、「国民主権、恒久平和、基本的人権」の三原則を基本とする現行憲法が、人類の歴史的な到達点にたつと同時に、広く国民に支持されていると考えます。公共サービス提供をはじめとする公務の運営は、とりわけ国民の基本的人権実現の立場でおこなわれることが、政府に対する国民的な期待に応えるものだと考えます。

大日本帝国憲法下で、「天皇の官吏」とされた公務労働者は、国民を戦争に駆り立て、国民の人権抑圧の手先にされた歴史を持っています。国民を二度と再び戦争に駆り立てないとの決意は、現行憲法下での公務労働者の原点です。

その決意もあらたに、このたび私たちは下記の「憲法遵守職場宣言」を採択しました。貴職が、「第9条」をはじめとする諸条項を守り、憲法がいきる行政・司法の実現に尽力されることを要請します。

記

《憲法遵守職場宣言》

- 1 私たちは、日本国憲法を尊重・擁護し、基本的人権を実現するため不断の努力を尽くします。
- 2 私たちは、憲法改悪のあらゆる動きに反対し、同じ立場に立つ国民諸階層との共同の発展に力を尽くします。
- 3 私たちは、とりわけ戦争放棄を掲げた第9条の改悪を絶対許さず、いかなる戦争にも加担しません。